

書籍改訂・補足資料(2011年度版)



総務編

1. P71：標準報酬月額保険料額表

厚生年金保険料率(平成22年9月1日～平成23年8月31日 適用)

一般の被保険者等 … 16.058% (厚生年金基金加入員 … 11.058%～13.658%)

坑内員・船員の被保険者 … 16.696% (厚生年金基金加入員 … 11.696%～14.296%)

標準報酬			報酬月額		厚生年金保険料		
					一般の被保険者		
等級			月額		厚生年金保険料率		
					16.058%	8.029%	
等級	月額	日額			全額	折半額	
			円以上	円未満			
1	58,000	1,930	～	63,000			
2	68,000	2,270	63,000	～	73,000		
3	78,000	2,600	73,000	～	83,000		
4	88,000	2,930	83,000	～	93,000		
5(1)	98,000	3,270	93,000	～	101,000	15,736.84	7,868.42
6(2)	104,000	3,470	101,000	～	107,000	16,700.32	8,350.16
7(3)	110,000	3,670	107,000	～	114,000	17,663.80	8,831.90
8(4)	118,000	3,930	114,000	～	122,000	18,948.44	9,474.22
9(5)	126,000	4,200	122,000	～	130,000	20,233.08	10,116.54
10(6)	134,000	4,470	130,000	～	138,000	21,517.72	10,758.86
11(7)	142,000	4,730	138,000	～	146,000	22,802.36	11,401.18
12(8)	150,000	5,000	146,000	～	155,000	24,087.00	12,043.50
13(9)	160,000	5,330	155,000	～	165,000	25,692.80	12,846.40
14(10)	170,000	5,670	165,000	～	175,000	27,298.60	13,649.30
15(11)	180,000	6,000	175,000	～	185,000	28,904.40	14,452.20
16(12)	190,000	6,330	185,000	～	195,000	30,510.20	15,255.10
17(13)	200,000	6,670	195,000	～	210,000	32,116.00	16,058.00
18(14)	220,000	7,330	210,000	～	230,000	35,327.60	17,663.80
19(15)	240,000	8,000	230,000	～	250,000	38,539.20	19,269.60
20(16)	260,000	8,670	250,000	～	270,000	41,750.80	20,875.40
21(17)	280,000	9,330	270,000	～	290,000	44,962.40	22,481.20
22(18)	300,000	10,000	290,000	～	310,000	48,174.00	24,087.00
23(19)	320,000	10,670	310,000	～	330,000	51,385.60	25,692.80
24(20)	340,000	11,330	330,000	～	350,000	54,597.20	27,298.60

2. P71：全国健康保険協会（協会けんぽ）

平成 23 年 3 月分（同年 5 月 2 日納付期限分）からの一般保険料率

全国健康保険協会管掌健康保険料（介護保険第 2 号被保険者に該当しない場合）

	現行		変更後		現行		変更後
北海道	9.42%		9.60%	滋賀県	9.33%		9.48%
青森県	9.35%		9.51%	京都府	9.33%		9.50%
岩手県	9.32%		9.45%	大阪府	9.38%		9.56%
宮城県	9.34%		9.50%	兵庫県	9.36%		9.52%
秋田県	9.37%		9.54%	奈良県	9.35%		9.52%
山形県	9.30%		9.45%	和歌山県	9.37%		9.51%
福島県	9.33%		9.47%	鳥取県	9.34%		9.48%
茨城県	9.30%		9.44%	島根県	9.35%		9.51%
栃木県	9.32%		9.47%	岡山県	9.38%		9.55%
群馬県	9.31%		9.47%	広島県	9.37%		9.53%
埼玉県	9.30%		9.45%	山口県	9.37%		9.54%
千葉県	9.31%		9.44%	徳島県	9.39%		9.56%
東京都	9.32%		9.48%	香川県	9.40%		9.57%
神奈川県	9.33%		9.49%	愛媛県	9.34%		9.51%
新潟県	9.29%		9.43%	高知県	9.38%		9.55%
富山県	9.31%		9.44%	福岡県	9.40%		9.58%
石川県	9.36%		9.52%	佐賀県	9.41%		9.60%
福井県	9.34%		9.50%	長崎県	9.37%		9.53%
山梨県	9.31%		9.46%	熊本県	9.37%		9.55%
長野県	9.26%		9.39%	大分県	9.38%		9.57%
岐阜県	9.34%		9.50%	宮崎県	9.34%		9.50%
静岡県	9.30%		9.43%	鹿児島県	9.36%		9.51%
愛知県	9.33%		9.48%	沖縄県	9.33%		9.49%
三重県	9.34%		9.48%				

3 . P73 : 雇用保険一般保険料額表

平成17年3月31日をもって廃止されました。

4 . P75 : 給与所得源泉徴収税額表

給与所得の源泉徴収税額表(平成 22 年 4 月以降分)

(月 額 表.....所得税法別表第二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
175,000	177,000	3,830	2,240	660	0	0	0	0	0	12,400
177,000	179,000	3,900	2,310	730	0	0	0	0	0	12,900
179,000	181,000	3,970	2,380	800	0	0	0	0	0	13,600
181,000	183,000	4,040	2,450	870	0	0	0	0	0	14,300
183,000	185,000	4,110	2,520	940	0	0	0	0	0	15,000
185,000	187,000	4,180	2,590	1,010	0	0	0	0	0	15,700
187,000	189,000	4,250	2,660	1,080	0	0	0	0	0	16,400
189,000	191,000	4,320	2,730	1,150	0	0	0	0	0	17,100
191,000	193,000	4,390	2,800	1,220	0	0	0	0	0	17,700
193,000	195,000	4,460	2,870	1,290	0	0	0	0	0	18,400
195,000	197,000	4,530	2,940	1,360	0	0	0	0	0	19,100
197,000	199,000	4,600	3,010	1,430	0	0	0	0	0	19,800
199,000	201,000	4,670	3,080	1,500	0	0	0	0	0	20,500
201,000	203,000	4,740	3,150	1,570	0	0	0	0	0	21,100
203,000	205,000	4,810	3,220	1,640	0	0	0	0	0	21,700
205,000	207,000	4,880	3,290	1,710	130	0	0	0	0	22,200
207,000	209,000	4,950	3,360	1,780	200	0	0	0	0	22,800
209,000	211,000	5,020	3,430	1,850	270	0	0	0	0	23,400
211,000	213,000	5,090	3,500	1,920	340	0	0	0	0	23,900
213,000	215,000	5,160	3,570	1,990	410	0	0	0	0	24,500

5 . P119 : 労災保険率表 (平成21年4月1日 ~) 平成23年度据置き

事業の種類の分類	事業の種類番号	事業の種類	労災保険率 (×1/1000)
	4 1	食料品製造業 (たばこ等製造業を除く。)	6.5
	6 5	たばこ等製造業	5.5
	4 2	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5
	4 4	木材又は木製品製造業	15
	4 5	パルプ又は紙製造業	7
	4 6	印刷又は製本業	4.5
	4 7	化学工業	5
	4 8	ガラス又はセメント製造業	7.5
	6 6	コンクリート製造業	14
	6 2	陶磁器製品製造業	18
	4 9	その他の窯業又は土石製品製造業	26
	5 0	金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く。)	7
	5 1	非鉄金属精錬業	8.5
	5 2	金属材料品製造業 (鋳物業を除く。)	7.5
	5 3	鋳物業	19
	5 4	金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	11
	6 3	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (めっき業を除く。)	7.5
	5 5	めっき業	6
	5 6	機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)	6.5
	5 7	電気機械器具製造業	3.5
	5 8	輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く。)	5
	5 9	船舶製造又は修理業	23
	6 0	計量器、光学器械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く)	3
	6 4	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4
	6 1	その他の製造業	7.5

6 . P119 : 雇用保険率表 平成23年度据置き

平成23年4月1日から平成24年3月31日

事業の種類	改定後 (平成22年4月 ~ 施行)		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産・清酒製造事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

7. P121：給与所得税率表

< 給与所得控除の見直し > 平成23年度税制改正

現状の給与所得控除は、収入に応じて逡増的に控除が増加していく仕組みとなっており、上限がありませんでしたが、改正により給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられます。

給与等の収入金額	給与所得控除
1,800,000 円以下	収入金額 × 40% (最低 650 千円)
1,800 千円超 3,600 千円以下	収入金額 × 30% + 180 千円
3,600 千円超 6,600 千円以下	収入金額 × 20% + 540 千円
6,600 千円超 10,000 千円以下	収入金額 × 10% + 1,200 千円
10,000 千円超	収入金額 × 5% + 1,700 千円

例えば給与等収入金額が30,000千円である場合、現行では給与所得控除は「30,000千円 × 5% + 1,700千円」より3,200千円となりますが、改正後は2,450千円が上限とされます。差額750千円について給与所得が増加する結果、課税が強化されます。

適用時期：平成24年分以後の所得税及び平成25年分以後の住民税について適用

8. P122：損害保険料控除の改組

平成18年度（2006年度）の税制改正において、平成19年（2007年）1月1日から、火災保険・傷害保険等に適用されていた損害保険料控除は廃止となり、地震保険料控除が創設されています。

9. P123：定率減税の廃止

平成18年の税制改正により、平成19年度分をもって定率減税が廃止されました。

経理編

平成 23 年度税制改正（一部抜粋）

平成 23 年度税制改正により減価償却制度の見直しが予定されています。減価償却制度における償却方法の一つである「定率法」は、平成 19 年度税制改正において定額法の 2.5 倍の 250% 定率法といわれるものになりましたが、今回の税制改正で定額法の 2.0 倍の 200% 定率法に改正される予定です。ポイントは以下のとおりです。

1. 改定内容

現行	改正後
1 / 耐用年数 × 250%	1 / 耐用年数 × 200%

例：【前提】 取得価額 10,000,000円 耐用年数 8年（現行償却率0.313）

	現行	改正後
償却率	1/8年 × 250% = 0.313	1/8年 × 200% = 0.250

年数	償却費	(未償却残高)	償却費	(未償却残高)	償却費差	(未償却残高差)
1年目	3,130,000	(6,870,000)	2,500,000	(7,500,000)	- 630,000	(630,000)
2年目	2,150,310	(4,719,690)	1,875,000	(5,625,000)	- 275,310	(905,310)
3年目	1,477,262	(3,242,428)	1,406,250	(4,218,750)	- 71,012	(976,322)
4年目	1,014,879	(2,227,549)	1,054,687	(3,164,063)	39,808	(936,514)
5年目	697,222	(1,530,327)	791,015	(2,373,048)	93,793	(842,721)
⋮						

2. 適用時期

平成 23 年 4 月 1 日以降に取得する資産に適用 経過措置あり

平成 20 年度税制改正（一部抜粋）

< 減価償却制度 >

1. 法定耐用年数区分の見直し

法定耐用年数区分の大括り化・耐用年数の見直し

現行の法定耐用年数区分（機械・装置）は 390 区分 見直しにより 55 区分へ

短縮特例制度の手続き簡素化

平成 19 年度税制改正（一部抜粋）

- 経済活性化・国際競争力の強化 -

減価償却制度については、国際競争力及び成長力を強化するために、抜本的な見直しが行われました。

< 減価償却制度 >

1. 残存価額の廃止

平成 19 年度 4 月 1 日以降に取得する減価償却資産について、残存価額を廃止する。

この場合の定率法の償却率は、定額法の償却率(1 / 耐用年数)を 2.5 倍した数とする。

2. 償却可能限度額の廃止

償却可能限度額を廃止する。

(1)平成 19 年 4 月 1 日以降に取得をする減価償却資産については、耐用年数経過時点に 1 円（備忘価額）まで償却できることとする。

定率法を採用している場合には、定率法により計算した減価償却費が一定の金額を下回る時に、償却方法を残存年数による均等償却に切り替えて減価償却を計算することとする。これにより、定率法を採用している場合にも、耐用年数経過時点に 1 円（備忘価額）まで償却できることとする。

この一定の金額とは、耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却するとして仮定して計算した金額とするが、納税者の事務負担を考慮し、取得価額に一定の割合を乗じて計算できるように、モデルケース（初年度は期首に取得し、その後に減価償却費の過不足額がないケース）を用いて、耐用年数ごとに一定の割合を定めておくこととする。

(2)平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額（取得価格の 95%）まで償却した事業年度の翌事業年度以降 5 年間で備忘価額 1 円を残して均等償却ができることとする。

3. 法定耐用年数の見直し（技術進歩が著しい IT 分野の法定耐用年数を短縮）

(1)フラットパネルディスプレイ製造設備 5 年（現行 10 年）

(2)フラットパネル用フィルム材料製造設備 5 年（現行 10 年）

(3)半導体用フォトレジス製造設備 5 年（現行 10 年）

なお、平成 20 年度税制改正にむけ、減価償却資産尾使用の実態等について更に調査・分析を進め、法定耐用年数や資産区分の見直し、法定耐用年数の短縮特例事例制度の手続簡素化について検討する。

4. 固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。

<その他変更部分>

- (1)決算書の表示が「資本の部」から「純資産の部」に、P/L 当期純利益以下が不要になりました・・・ P 182、221、223
- (2)会社区分が「大・中・小会社」から「大会社・大会社以外」に変更になりました・・・ P 214
- (3)決算書の種類が「利益処分計算書」から「株主資本等変動計算書」に変更になりました・・・ P 218

以上